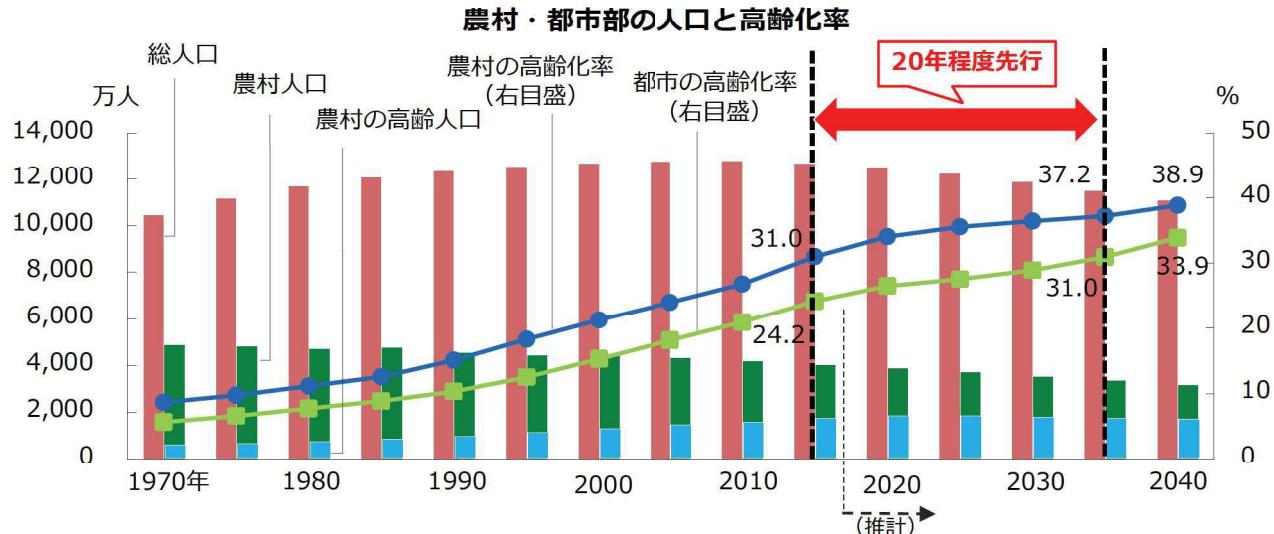


第3章 農村の振興

1. 田園回帰の動向

<本文P232~235>

- 農村では少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に農林水産省作成

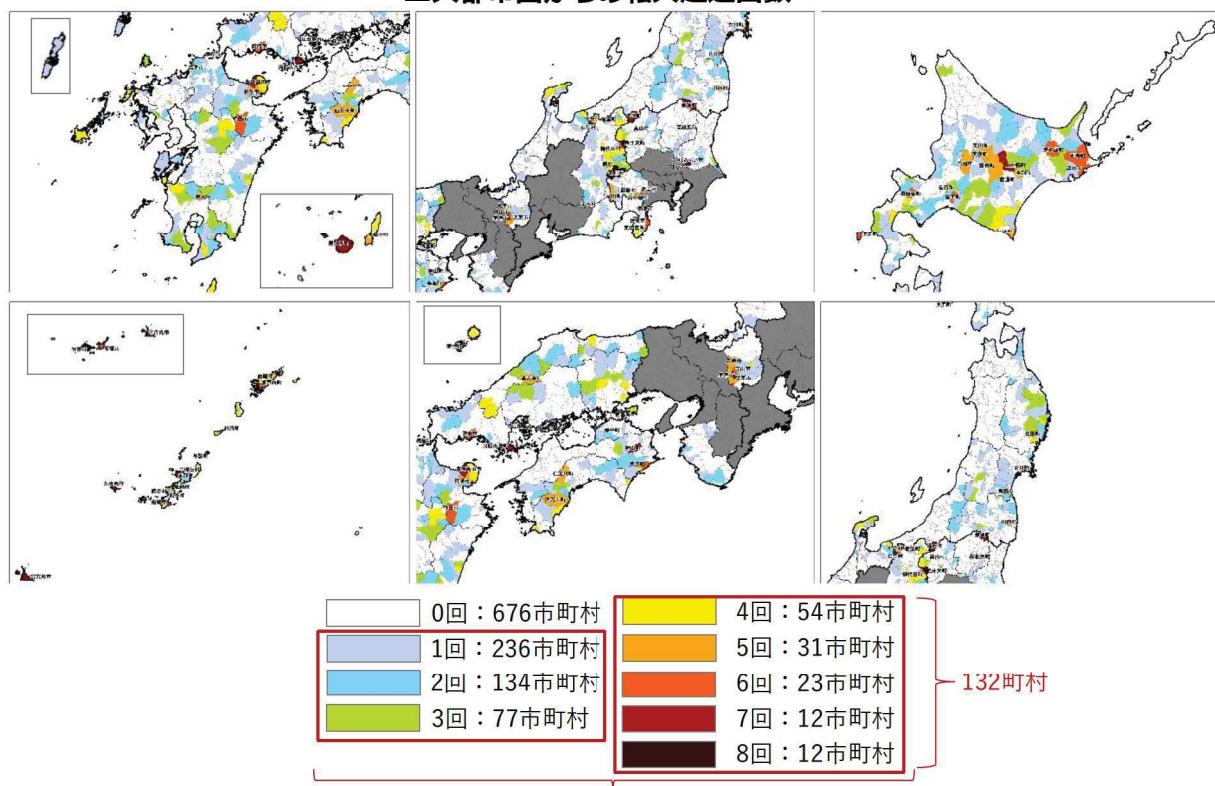
注：1) 国勢調査における人口集中地区を都市、それ以外を農村とした。

2) 高齢化率とは、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合

3) 1970～2015年は「国勢調査」、2020～2040年は「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に作成

- 田園回帰の動きは全国的に拡大。2012年から2019年までの8年間で、三大都市圏から転入超過となった年が1回以上あった市町村は、579市町村。4回以上あった市町村は132市町村

三大都市圏からの転入超過回数



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に国土交通省作成

注：1) 2012年から2018年の間で、三大都市圏からの転入者数が三大都市圏への転出者数を上回った回数別に色分け

2) 三大都市圏は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、名古屋圏(岐阜県、愛知県、三重県)、大阪圏(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)

3) 調査していないため該当数値がないデータについては0回として整理

2. 地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営等の推進

中山間地域の農業の振興

<本文P236~239>

- 中山間地域は、農地面積、農業産出額の4割を占め、食料生産・多面的機能の発揮の面で重要な役割
- 中山間地域の1農業経営体当たりの農業所得は2019年で134万円。全国平均の8割程度で推移
- 中山間地域等の特性を活かした複合経営の全国的な展開を推進

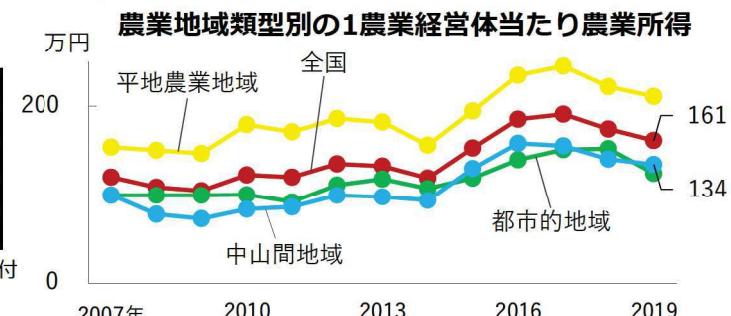
中山間地域の主要指標

	全国	中山間地域	割合
総農家数	2,155	953	44.2%
農業集落数	138,256	73,759	53.3%
農地面積	4,496	1,841	40.9%
農業産出額	88,631	36,138	40.8%

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」、「平成27年耕地及び作付面積筋」、「平成27年生産農業所得筋」を基に作成

注：1)農業地域区分は、2017年12月改定のものによる。

2)中山間地域の農地面積・農業産出額は農林水産省による推計

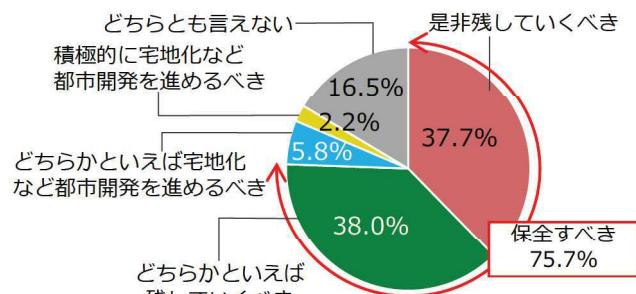


資料：農林水産省「農業経営形態別経営統計(個別経営)」等を基に作成

都市農業の推進

- 都市農業・都市農地を残していくべきとの回答が前年に比べ4.7ポイント増加し76%
- 2018年9月に施行された都市農地貸借法により、生産緑地地区の農地の貸付けが安心して行えるようになり、2019年度末で30万6千m²の農地について認定・承認

住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」

注：三大都市圏特定市の都市住民を対象に2020年5月に実施したWebアンケート調査（回答数2,000人）

<本文P240~251>



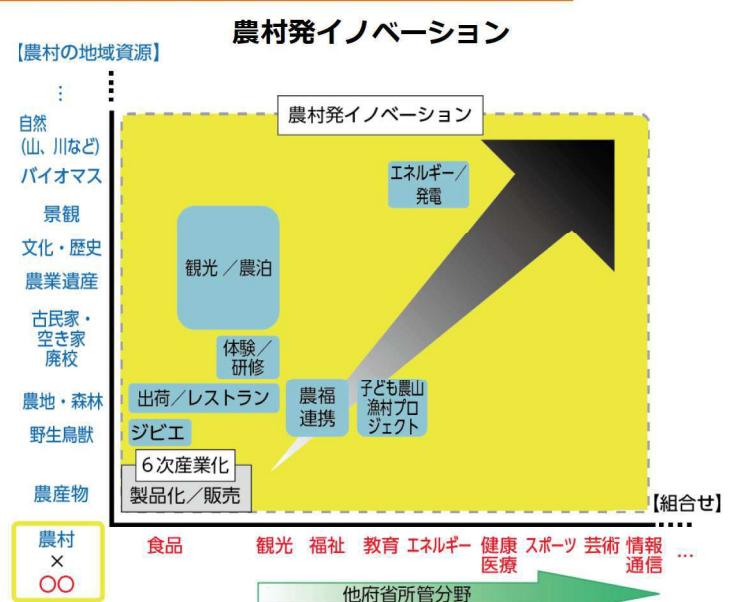
3. 農泊、農福連携、再生可能エネルギー等の農村発イノベーションの推進

農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進

- 所得と雇用機会の確保を図るため、農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組「農村発イノベーション」により新たなビジネス展開を促進

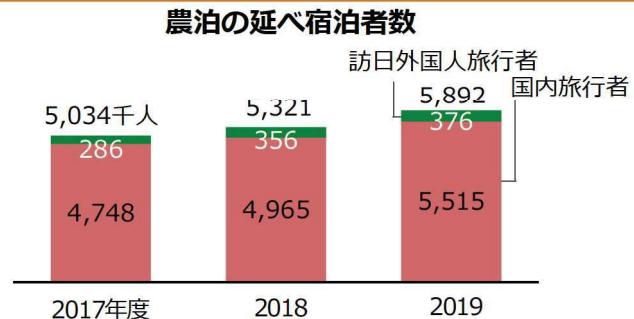
<事例> 特用作物・紫草を活用し、化粧品開発、販売(滋賀県)

- 滋賀県東近江市の奥永源寺地区では、絶滅危惧種で市の花である「紫草」の栽培・商品化に取り組み、自然派化粧品を開発
- 2019年2月の商談会で、バイヤーとの商談が成立。2020年9月時点で出荷量は2万本を超えて販売額は商談会の前と比べ、約10倍に増加



農泊の推進

- 2019年度の農泊地域の延べ宿泊者数は前年度に比べ11%増加し589万人。そのうち、訪日外国人旅行者は6%増加し38万人



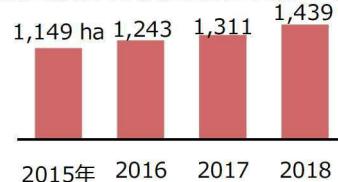
資料：農林水産省作成

注：2019年度までに採択した農泊地域515地域を対象

農福連携の推進

- 農福連携に取り組んだ事業者の農地面積は2015年から2018年の3年間で25%増加
- 2021年3月、16団体を農福連携に取り組む優良事例「ノウフク・アワード」として表彰
- 障害者の農業分野での定着を支援する専門人材を育成するため、障害特性に対応した農作業方法等を学ぶ育成研修を実施

農福連携に取り組んだ事業者の農地面積



資料：一般社団法人日本基金「平成30年度農福連携の効果と課題に関する調査結果」を基に農林水産省作成

注：1) 障害者を雇用または福祉事業所等に農作業を委託している350農家等を対象
2) 回答数は113経営体

<事例> 農業と福祉で地域を活性化(北海道)

つきがたちょう

- 北海道月形町の社会福祉法人雪の聖母園では、障害者がジャガイモ、ミニトマト等の生産に取り組み、生産した農産物を販売
- 農産物の月平均売上高は2013年の17万円から2020年には25万円に増加
- 生産だけでなく販売を通じて、障害者の農作業へのモチベーションが向上



農作業の様子

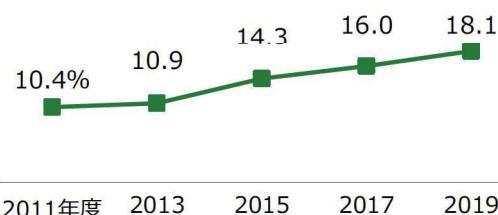


出荷準備の様子

再生可能エネルギーの活用

- 「長期エネルギー需給見通し」では、総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を2030年度までに22~24%にする目標を設定。2019年度は前年度に比べ1.2ポイント上昇し18%
- 2019年度、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成した市町村は前年度に比べ7市町村増加し68市町村
- 農業水利施設等を活用し、2019年度末時点で太陽光発電施設を124、風力発電施設を4、小水力発電施設を147整備
- 稲わら等を含むバイオマスの利活用を推進

発電電力量全体に占める再生可能エネルギーの割合



資料：経済産業省資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」を基に農林水産省作成

再生可能エネルギー発電施設整備数(累計)



資料：農林水産省作成

注：農業農村整備事業等により整備された施設数

<本文P252~257>



4. 中山間地域を始めとする農村に人が住み続けるための条件整備

地域コミュニティ機能の維持や強化

- ▶ 地域コミュニティの形成や交流のための場づくりを推進するため、地域のビジョンづくりを支援
- ▶ 2020年5月末時点で、全国で1,267か所の「小さな拠点」*が形成。農産物加工・販売施設や地域間交流拠点等のほか、周辺集落との間を結ぶ農道等のインフラを整備
- * 行政施設や学校、郵便局等の生活支援機能を集約したエリア



資料：内閣府地方創生推進事務局「小さな拠点の形成に関する実態調査」を基に農林水産省作成

注：1) 各年5月末時点

2) 市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点の数

多面的機能の発揮の促進

- ▶ 多面的機能支払制度は、甚大な自然災害時に対象組織間で交付金を融通できるよう制度を見直し。また、資源向上支払について、防災・減災力の強化として災害時における応急体制の整備を対象化
- ▶ 中山間地域等直接支払制度は、第5期対策が開始。農用地や集落の将来像の明確化を図る集落戦略の作成や集落の地域運営機能の強化、棚田の保全や地域の振興を図る活動等、将来に向けた前向きな取組への支援を強化
- ▶ 環境保全型農業直接支払制度は、第2期対策が開始。リビングマルチや長期中干し等の5つの取組を全国共通取組として追加、地域特認取組の運用の見直し等を実施

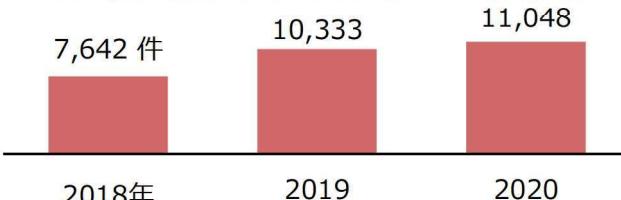


資料：農林水産省作成

生活インフラ等の確保

- ▶ 一部の地方公共団体が行う、空き家等の情報サイトを一元化したWebサイトを2018年に開設し、「全国版空き家・空き地バンク」として運営。2020年10月末時点で、登録されている物件数は1万1,048件となっており、そのうち農地付き空き家は495件

全国版空き家・空き地バンクの登録物件数



資料：国土交通省資料を基に農林水産省作成

注：1) 各年10月末時点での掲載中の物件数

2) 株式会社LIFULLとアットホーム株式会社が運営するWebサイトの掲載数を合計した数

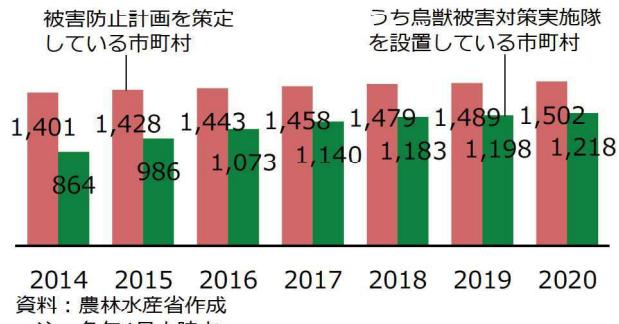


5. 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進 <本文P258~262>

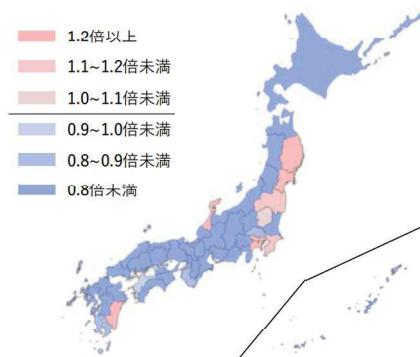
鳥獣被害対策等の推進

- 2019年度の野生鳥獣による農作物被害額は158億円。鳥獣被害は、営農意欲の減退による耕作放棄の要因にもなっており、農山村に深刻な影響
- 鳥獣被害防止特措法に基づき、2020年4月末時点で1,502市町村が鳥獣被害防止計画を策定。そのうち1,218市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置し、各市町村において様々な対策を実施
- 2010年度と2019年度の都道府県別の野生鳥獣による農作物被害額を比較すると、侵入防止柵の設置、捕獲活動の推進、集落の環境管理等の被害防止対策により、多くの地域で1.0倍未満に減少。東北地方の一部の県等では、地球温暖化による環境変化等の影響でシカ・イノシシの生息域が拡大したこと等により、被害額が増加
- 都道府県における捕獲頭数の目標設定を推進し、同目標を達成するため、秋以降の狩猟期間における「集中捕獲キャンペーン」等を開催
- ICTやドローン技術等を活用した効率的なスマート捕獲の技術の普及のため、ドローンを活用した捕獲わなの見回り、誘引工サやりの自動化システムの開発を推進

被害防止計画策定数と鳥獣被害対策実施隊設置数



都道府県別に見た過去10年の鳥獣被害額の増減状況



資料：農林水産省「野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況」
注：2010年度の被害額に対する2019年度の比率

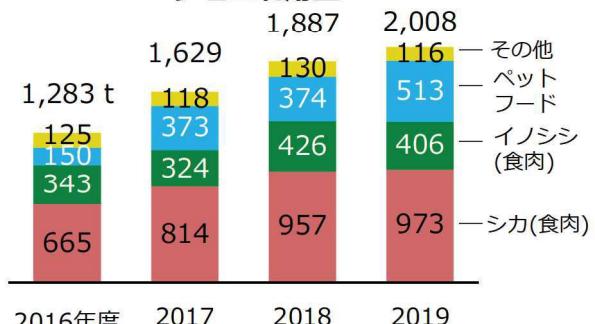


集中捕獲キャンペーン普及啓発ポスター

ジビエ利活用の拡大

- 2019年度のジビエ利用量は、前年度に比べ6.4%増加し2,008t。ジビエ利用頭数割合は、全体で9%、獣種別にはシカで14%、イノシシで5%
- 国産ジビエ認証制度による消費者の安心確保やジビエプロモーションの展開、ペットフードへの活用等による需要拡大を推進

ジビエ利用量



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」
注：「その他」は、シカ・イノシシ以外の鳥獣の食肉、自家消費向け等

<事例> 関係機関の連携により地域一体となつた鳥獣被害対策を推進(佐賀県)

- 広域を移動する野生鳥獣に対して、唐津市と玄海町が協働して協議会を設立し、被害対策を総合的に推進
- 取組前の2008年度と比較して、2017年度のイノシシの有害捕獲数は3.1倍に増加し、唐津市と玄海町の農作物被害金額は65%減少



集落内の研修の様子
資料：唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会

6. 農村を支える新たな動きや活力の創出 <本文P263~272>



地域を支える体制と人材づくり

- 公共施設の維持管理や地域イベントの運営等に取り組む地域運営組織の形成数が増加。中山間地域等直接支払制度等を通じて、その形成と地域づくりの取組を推進



資料：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域運営組織の形成に向けた取組について」、総務省「令和元年度地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果」、総務省「令和2年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」を基に農林水産省作成

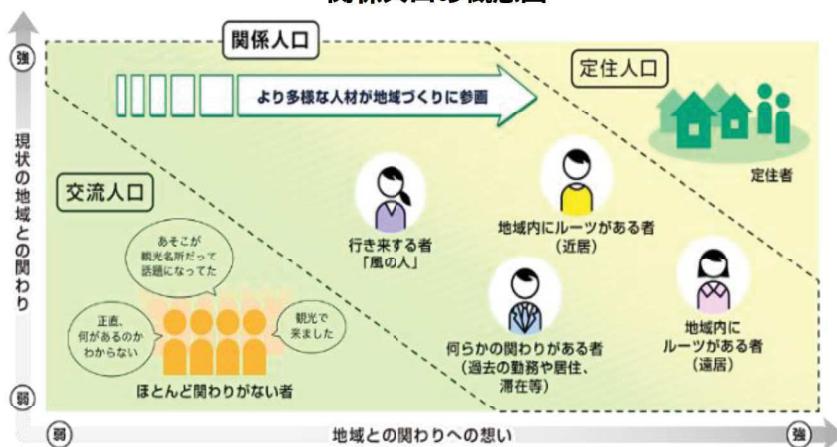
<事例> 地域運営組織によって地域の課題やニーズに総合的に対応(高知県)



地域運営組織による共同作業

- 高知県三原村では、2016年度に住民が主体となって地域運営組織を設立。しじとう、ブランド米の栽培や加工・販売、レストランの運営等に取組
- 2020年6月に人口急減地域特定地域づくり推進法が施行。2021年3月時点で全国で5市町村が特定地域づくり事業の交付対象
- 地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる「関係人口」の増加に向けて、子供の農山漁村体験、体験農園の取組を支援

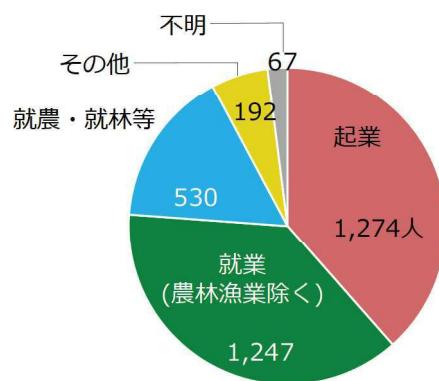
関係人口の概念図



資料：総務省「関係人口ポータルサイト」を基に農林水産省作成

- 2019年度末時点で任期を終了した地域おこし協力隊員の数は、延べ6,525人。この半分にあたる3,310人は受入地域と同一市町村内に定住し、古民家カフェの起業や地域づくり・まちづくり支援業への就業、農業法人への就職等を通じて引き続き地域で活躍

任期終了後に同一市町村内に定住した地域おこし協力隊員の進路



資料：総務省「令和2年度地域おこし協力隊の定住状況等に関する調査結果」を基に農林水産省作成

注：1) 2019年度末までに任期終了した地域おこし協力隊員6,525人に行ったアンケート調査
2) 活動地と同一市町村内に定住した隊員3,310人の結果
3) 「就業」のうち農林漁業関係は「就農・就林等」に含めた。また、事業承継は「その他」に含めた。

農村の魅力の発信

- 2020年度には、棚田地域振興法に基づき、累計629地域を指定棚田地域に指定するとともに、指定棚田地域において地域協議会が作成した累計102計画の指定棚田地域振興活動計画を認定
- 棚田カードの作成など棚田に関心を持つてもらったり魅力を発信するような取組を実施
- 重要かつ伝統的な農林水産業とそれに関わって育まれた文化・景観等が一体となった地域を、世界農業遺産、日本農業遺産として認定。2020年度は日本農業遺産に新たに7地域を認定
- 農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を、「ディスカバー農山漁村の宝」として選定。2020年度は新たに28地区と4人を選定



棚田カード

2020年度に新たに認定された日本農業遺産、世界かんがい施設遺産

- 日本農業遺産
- 世界かんがい施設遺産



資料：農林水産省作成

第4章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靭化等

1. 東日本大震災からの復旧・復興 <本文P274~287>

東日本大震災の発生

- 2011年に発生した東日本大震災では、強い揺れや大規模な津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害

政府の復興方針

- 2011年に「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、復興期間を10年間として取組を推進

地震・津波災害からの復旧・復興

- 地震・津波災害からの復旧対象農地1万9,690haは除塩や畦畔の修復等が進められ、2021年1月末時点で94%の農地で営農再開が可能
- 地震・津波災害からの復旧に併せ、農地の大区画化を実施

原子力災害からの復旧・復興

- 原子力被災12市町村の営農休止農地のうち32%が営農を再開。営農再開の加速化に向けて、市町村に農林水産省職員を派遣するとともに、福島復興再生特別措置法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となつた高付加価値生産を展開する産地の創出を支援
- 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は8.1%。依然として一定数の人が購入をためらうと回答。このため「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づいて情報を発信

農地・農業用施設等の復旧状況



資料：農林水産省作成

注：2021年1月末時点

原子力被災12市町村の営農再開状況

(単位：ha)

	営農休止面積	営農再開面積	再開割合(%)
12市町村計	17,298	5,568	32.2

資料：農林水産省作成

注：営農休止面積は、2011年12月末時点、営農再開面積は、2019年度末時点

放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」を基に農林水産省作成



2. 大規模自然災害からの復旧 <本文P288~291>

- 近年、地震や豪雨等の大規模な自然災害が頻発。早期の営農再開を支援するとともに、災害への対応強化と一体的に、作物転換、規模拡大など生産性の向上等を図る産地の取組を支援
- 熊本地震(2016年)については、創造的復興の取組として農地集積を図るために大区画化等の基盤整備を実施
- 北海道胆振東部地震(2018年)による山腹崩壊や被災したパイプラインは復旧が進み、2021年3月末までに、災害復旧事業対象面積137.6haのうち137.3haが復旧

3. 令和2年度の自然災害からの復旧 <本文P292~296>

- 2020年度は、令和2年7月豪雨等により農作物、農林水産関係施設に大きな被害が発生。2020年の農林水産関係被害額は2,473億円(2021年4月12日現在)
- 令和2年7月豪雨による大きな被害に対し、発災直後から被災地に食料、飲料、乳児用ミルクをプッシュ型で支援するとともに、早期の激甚災害指定により地方公共団体及び被災農業者の負担軽減を図ったほか、延べ1,362人の国の職員(MAFF-SAT)を派遣し早期復旧を支援
- 令和2年7月豪雨により被災した農林漁業者が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるよう、原形回復にとどまらない改良復旧の考え方も踏まえ、土砂等の撤去、農地復旧、土づくり、防除・施肥、農業用機械や農業用ハウス等の復旧等を総合的に支援
- 令和2年から3年までの冬期の大雪により被災した農林漁業者の不安に応え、一日も早く経営再開できるよう、農業用ハウスや畜舎等の再建・修繕と併せて行う撤去、果樹の修復や植替え、追加的な種子・種苗・融雪剤等の確保等を支援

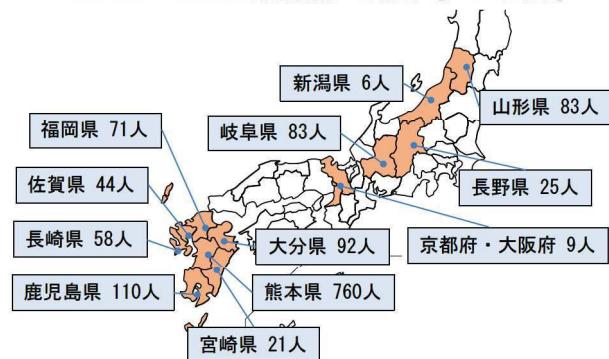


冠水したハウス栽培のかんきつ類
(令和2年7月豪雨)



冠水したコンバイン
(令和2年7月豪雨)

MAFF-SAT府県別派遣者数 (延べ人数)



資料：農林水産省作成
注：2021年4月12日時点



現地調査する農林水産大臣
(令和2年から3年までの冬期の大雪)

<本文P297~301>

4. 防災・減災、国土強靭化と大規模自然災害への備え

防災・減災、国土強靭化対策の推進

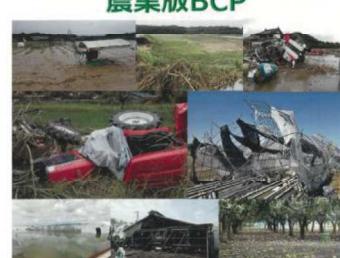
- 2018年12月に閣議決定した「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、2020年12月に閣議決定した「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、農業水利施設、ため池の整備や農業用ハウスの災害防止等を推進
- (➤ ため池工事特措法、流域治水については第2章第6節参照)

災害への備え

- 農業者自身が自然災害等のリスクに備えるため、台風や大雪による被害の防止に向けた技術指導、古いハウスも新築時の資産価値まで補償できる特約等を新たに導入した園芸施設共済及び収入保険への加入を促進
- 農業者自身による農業版BCP(事業継続計画書)の策定につながるよう、チェックリストと農業版BCPのフォーマットを作成し、普及を推進

農業版BCPのパンフレット

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP



令和3年度 食料・農業・農村施策

概説

- ・施策の重点、財政措置、立法措置、税制上の措置、金融措置

I 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策

- ・食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組
- ・主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策

II 食料の安定供給の確保に関する施策

- ・新たな価値の創出による需要の開拓
- ・グローバルマーケットの戦略的な開拓
- ・消費者と食・農とのつながりの深化
- ・国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
- ・食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
- ・TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

III 農業の持続的な発展に関する施策

- ・力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保
- ・農業現場を支える多様な人材や主体の活躍
- ・担い手等への農地集積・集約化と農地の確保
- ・農業経営の安定化に向けた取組の推進
- ・農業の成長産業化や国土強靭化に資する農業生産基盤整備
- ・需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
- ・情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進
- ・気候変動への対応等環境政策の推進

IV 農村の振興に関する施策

- ・地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
- ・中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
- ・農村を支える新たな動きや活力の創出
- ・上記3項目に沿った施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

V 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策

- ・東日本大震災からの復旧・復興
- ・大規模自然災害への備え
- ・大規模自然災害からの復旧

VI 団体に関する施策

VII 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策

VIII 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

IX 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

経済財政運営と改革の基本方針2021～日本の未来を拓く4つの原動力～

(令和3年6月18日
閣議決定)

日本を取り巻く環境変化

- **世界経済の変化**：単なる景気回復に留まらず、経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに発生
 - ◆ カーボンニュートラル、◆ デジタル化、◆ 国際的な取引関係、国際秩序の新たな動き
- **国内の未来に向けた変化**：これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンス
 - ◆ 柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、◆ 環境問題への意識の高まり、◆ 東京一極集中変化の兆し

内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る

感染症の克服と 経済の好循環

● 感染症に対し強靭で安心 できる経済社会の構築

- ◆ 感染症有事に備えた取組（医療提供体制、ワクチン等）
- ◆ 効果的な感染防止策の継続・徹底

● 経済の好循環の加速・拡大

- ◆ 事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全
- ◆ 自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営

防災・減災、国土強靭化 東日本大震災等からの復興

成長を生み出す4つの原動力の推進

● グリーン社会の実現

- ◆ グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起
- ◆ 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策
- ◆ 成長に資するカーボンプライシングの活用

● 官民挙げたデジタル化の加速

- ◆ デジタル・ガバメントの確立
- ◆ 民間部門におけるDXの加速
- ◆ デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策

● 日本全体を元気になる活力ある地方創り

- ◆ 地方への新たな人の流れ、多核連携、分散型国づくり
- ◆ 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者、賃上げ
- ◆ 観光・インバウンド、農林水産業、スポーツ・文化芸術

● 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

- ◆ 結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現
- ◆ 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

4つの原動力を支える基盤づくり

質の高い教育、イノベーション、女性、若者、セーフティネット、孤独・孤立対策、働き方改革、リカレント教育、経済安全保障、経済連携、対日直接投資、外国人材、外交・安全保障、安全で安心な暮らし

経済・財政一体改革

● 改革の進捗等と感染症で 顕在化した課題

● 個別分野ごとの改革

全世代型社会保障改革、国と地方の役割分担、文教・科学技術、社会資本整備、税制改革

● 更なる推進のための枠組

- ◆ 「経済あつての財政」の下、デフレ脱却・経済再生に全力。
- ◆ 財政健全化目標（2025年度PB黒字化等）の堅持

※本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、目標年度を再確認

- ◆ 2022～24年度の3年間、これまでと同様の歳出改革努力（歳出の目安）を継続

骨太の方針について

1 名 称

「経済財政運営と改革の基本方針 2021～日本の未来を拓く 4つの原動力～」（骨太方針 2021）

[令和 3 年 6 月 18 日 閣議決定]

2 骨太の方針の構成

第 1 章：新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

第 2 章：次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

第 3 章：感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3 農政分野に関する事項（主に第 2 章から抜粋）

○ 日本全体を元気にする活力ある地方創り～輸出を始めとした農林水産業の成長産業化～

- ・ 人口減少に伴う国内市場縮小や農林漁業者の減少、気候変動等に対応するため、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、成長産業としつつ、所得の向上、活力ある農山漁村の実現、食料安全保障の確立を図る。
- ・ 輸出戦略に基づき、マーケットインやマーケットメイクの推進に向け、品目団体の組織化等による海外での販売力強化、農産物特有のリスクに対応し事業者の後押し等の施策を講じ、所要の法改正も含め検討する。加工・業務用野菜の国産切替えを進める。
- ・ 「みどりの食料システム戦略」57 の目標達成に向け、革新的技術・生産体系の開発・実装、グリーン化に向けた行動変容を促す仕組みを検討するとともに、国際ルールづくりに取り組む。
- ・ 中山間地域等を含めた生産基盤の確保・強化に向け、スマート農林水産業の実装加速化、支援サービス事業の育成等を推進するほか、農地バンクの機能強化等による農地の集約と最大限の利用、多様な人材確保と担い手育成、新たな農業・農村ビジネス展開を大胆に進める仕組みを検討する。
- ・ 土地改良事業や家畜疾病対策を推進するとともに、広域捕獲等の鳥獣対策を強化する。
- ・ 食品産業の強化に向け、自動化、データ連携等の推進、新しい生活様式に対応した業態転換等を進める。
- ・ 新たな「森林・林業基本計画」に基づき、エリートツリーによる再造林等適正な森林管理、持続的な経営体の育成、都市での木材利用促進等を進める。
- ・ 新漁業法に基づく新たな資源管理や養殖業の成長産業化、漁業者の経営安定、不漁問題に対応した持続的な水産業を推進する。

[その他の重要課題]

- 防災・減災、国土強靭化への取組
- グリーン社会の実現
- 官民挙げたデジタル化の加速
- 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメーキングへの参画

 「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

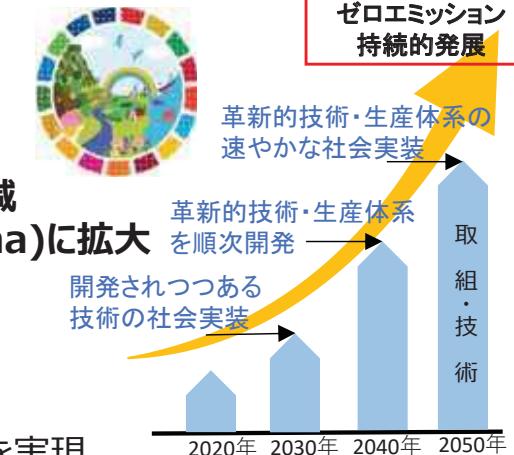
農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現



戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※ 革新的な技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。

地産地消型エネルギー・システムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築



- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大



- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境

将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承



- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスター地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、⁴⁴国際ルールメーキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、次世代総合的病害虫管理、土壤・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

加工・流通

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携等
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等